

## 茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課所管に係る補助金等交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課が所管する補助金等の交付について、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金等の種類等)

第2条 補助金等の種類、補助金等の交付の目的、補助対象者、補助事業等及び補助金等の額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上必要があると認めるときは、別に市長が定めるところにより補助することができる。

### (交付申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する交付申請書の様式は第1号様式とし、交付申請書の提出期限及び交付申請書に添付を要する書類は、別表に定めるとおりとする。

### (交付条件)

第4条 規則第6条に規定する交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業等の内容又は補助事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業等が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

### (変更等の承認)

第5条 前条第1号及び第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとする場合は、補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して市長に提出しなければならない。

### (決定通知書)

第6条 規則第7条の規定による補助金等交付決定通知書の様式は、別表に定めるとおりとする。

### (申請の取下げのできる期間)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の

通知を受理した日から10日を経過する日までとする。

(交付決定取消通知等)

第8条 規則第9条第3項又は第14条第2項の規定による補助金等交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定内容若しくはこれに付した条件の変更は、補助金等交付決定(一部)取消・変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(補助金等の交付の時期)

第9条 補助金等の交付の時期は、別表に定めるとおりとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書の様式、同報告書に添付を要する書類及び提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金等の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(届出事項)

第12条 補助事業者は、所在地若しくは名称又は代表者を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

附 則

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 青少年団体育成補助金交付要綱

(2) 茅ヶ崎市留守家庭児童等育成事業補助金交付要綱(平成4年4月1日制定)

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市教育委員会社会教育部青少年課所管に係る補助金交付要綱の規定は、平成 1 1 年度に係る補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市教育委員会生涯学習部青少年課所管に係る補助金交付要綱の規定は、平成 1 2 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 1 3 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 1 4 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、平成 1 8 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市教育委員会教育推進部青少年課所管に係る補助金交付要綱の規定は、平成 2 2 年度に係る補助金から適用する。

定は、平成 22 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 2 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 3 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、改正後の別表の規定は、令和 4 年度に係る補助金から適用する。

別表

3 単位子ども会補助金

補助金等の 交付の目的	単位子ども会が進める事業により、青少年に、遊びを通して年齢の異なる者と人間関係を結ぶ力を身に付けさせ、社会的自立を図る基礎を学ばせるため。	
補助対象者	市内在住の児童等により構成される単位子ども会で、会の目的、役員及び会費等について定めた会則等を有するもの	
補助対象事業	子どもの健全な育成を目的とする体験活動事業及び地域住民との交流事業	
補助金等の額	補助対象事業に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額以内で、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし1単位子ども会につき、5月1日現在の単位子ども会の加入者数に300円を乗じて得た額を限度とする。	
交付 申請 書	様式	第1号様式
	添付書類	1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	別に定める日
補助金等交付決定 通知書様式	第3号様式	
交付の時期	補助金等交付決定通知後1月以内	
実績 報告 書	様式	第5号様式
	添付書類	1 事業実施報告書 2 収支決算書 3 その他市長が必要と認める書類
	提出期限	事業終了後1月以内